

よくある質問 FAQ

Q1 野生動物(鳥獣)に困っています。捕獲したいのですが、どうすればよいですか？

Q2 自宅にハトの巣ができて糞害に困っています。撤去するにはどうすればよいですか？

Q3 アライグマの被害に困っています。どこに相談すればよいですか？

Q4 家庭菜園を荒らす野生動物(鳥獣)に困っています。捕獲したいのですが、自分では捕獲できません。市で捕獲してもらえますか？

Q5 なぜ市は捕獲してくれないのですか？人が怪我をしたらどうするのですか。

Q6 道に動物の死体があります。どうすればよいですか？

<参考> [犬や猫の死体を処理してほしい。](#)

[負傷した野生動物を保護しましたが、どうすればいいですか。](#)

Q7 銃砲の追加所持・更新申請の際に技術講習免除の適用を受けるため、「対象鳥獣捕獲等参加証明書」を発行してもらえますか？

<参考> [対象鳥獣捕獲等参加証明書の申請手続きについて](#)

Q8 狩猟免許取得について、教えてください。

<参考> [農業者の方が行う鳥獣対策の取組みへの支援について](#)

[新たに狩猟をしようとする皆さんへ\(狩猟免許試験のご案内\)](#)

[\(福岡県 HP\)](#)

【野生動物(鳥獣)の捕獲について】

Q1 野生動物(鳥獣)に困っています。

捕獲したいのですが、どうすればよいですか？

A1 野生動物(鳥獣)は、「鳥獣保護管理法(鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律)」により、保護されているため、原則として捕獲や殺傷はできません。ただし、生活被害や農林水産業において被害が生じている、またはその恐れがある場合は、[「狩猟」](#)(狩猟期間内に限る)または[「捕獲許可」](#)により捕獲することができます。

(問い合わせ先)

狩猟 : 福岡県福岡農林事務所 農山村振興課(TEL:092-735-6123)

捕獲許可 : 福岡市農林水産局 森づくり推進課(TEL:092-711-4846)

Q2 自宅にハトの巣ができて糞害に困っています。撤去するにはどうすればよいですか？

A2 巣の中にヒナや卵がある場合は、[「捕獲許可」](#)により撤去する必要があります。

次のいずれかの方法をご検討ください。

なお、マンションやアパート等の場合は、その建物の管理者にもご相談ください。

- ① 専門の駆除業者に撤去を依頼する。(駆除業者が「許可捕獲」を行います。)
※費用は自己負担となります。
- ② ご自身で福岡市農林水産局森づくり推進課あてに捕獲許可の申請を行い、許可を得たうえで撤去する。

※巣の中にヒナや卵が無ければ、許可なく撤去することができます。

ヒナや卵の有無が確認しづらい場合は、無理に撤去せず、専門の業者へご相談ください。

※対策として、巣を作る前に親鳥を追い払う、卵を産む前に巣を撤去する等をおすすめします。

(問い合わせ先)

捕獲許可 : 福岡市農林水産局 森づくり推進課(TEL:092-711-4846)

Q3 アライグマの被害に困っています。どこに相談すればよいですか？

A3 アライグマにつきましては、被害の内容により相談窓口が異なります。

生活被害の場合：福岡市環境局 環境調整課

農業被害の場合：福岡市農林水産局 農業振興・イノシシ等対策担当

(問い合わせ先)

生活被害：福岡市環境局 環境調整課(TEL:092-733-5389)

農業被害：福岡市農林水産局 農業振興・イノシシ等対策担当

(TEL:092-711-4852)

Q4 家庭菜園を荒らす野生動物(鳥獣)に困っています。捕獲したいのですが、自分では捕獲できません。市で捕獲してもらえますか？

A4 通常的生活被害において、市では捕獲行為を行っておりません。ご自身で捕まえるのが困難な場合は、専門の駆除業者等にご相談ください。(市から特定の業者の紹介はできません。)

ただし、アライグマについては、Q3 をご確認ください。

※対策として、家庭菜園の周りに柵をする、鳥獣が潜める場所を作らないよう周囲の草刈りをする等をおすすめします。

Q5 なぜ市は捕獲してくれないのですか？人が怪我をしたらどうするのですか。

A5 ご不安な点があるとは思いますが、野生動物の対応は土地や建物の管理者が対応することが基本となっており、市では捕獲・駆除は行っておりません。

また、野生動物は民法上「無主物」とされ、主の無いものとして扱われます。したがって、誰かが責任を取るというのではなく、蜂に刺された、蛇に咬まれたと同様の扱いとなります。

なお、人に危険が及ぶ恐れがある場合(襲いかかる、追いかけてくる等)は、身の安全を最優先にして、近くの交番や警察署へご連絡ください。

【動物の死体について】

Q6 道に動物の死体があります。どうすればよいですか？

A6 福岡市内で、所有者(占有者)不明なもの、または野生動物の死体は、環境局の委託業者が原則無料で回収しています。(すべての動物が対象ではありません。)
ただし、飼い主が分かるペット等の場合は、有料となることがあります。
詳細は問い合わせ先にご確認ください。

<参考> [「犬や猫の死体を処理してほしい。」](#)

[「負傷した野生動物を保護しましたが、どうすればいいですか。」](#)

(問い合わせ先)

井ノ口商会(TEL:092-671-3895/受付時間 8:30~17:30)

【その他】

Q7 銃砲の追加所持・更新申請の際に技術講習免除の適用を受けるため、「対象鳥獣捕獲等参加証明書」を発行してもらえますか？

A7「対象鳥獣捕獲等参加証明書」の発行は、福岡市農林水産局 農業振興・イノシシ等対策担当が行っております。

<参考> [「対象鳥獣捕獲等参加証明書の申請手続きについて」](#)

(問い合わせ先)

福岡市農林水産局 農業振興・イノシシ等対策担当(TEL:092-711-4852)

Q8 狩猟免許取得について、教えてください。

A8 狩猟免許試験に関するお問い合わせは、福岡県福岡農林事務所農山村振興課にて対応しております。狩猟免許取得等にかかる費用(狩猟免許の受験手数料・予備講習代等)の助成に関するお問い合わせは、福岡市農林水産局農業振興・イノシシ等対策担当にて対応しております。

<参考> [「新たに狩猟をしようとする皆さんへ\(狩猟免許試験のご案内\)」](#)
(福岡県 HP)
[「農業者の方が行う鳥獣対策の取組みへの支援について」](#)

(問い合わせ先)

福岡市農林水産局 農業振興・イノシシ等対策担当(TEL:092-711-4852)

福岡県福岡農林事務所 農山村振興課(TEL:092-735-6123)